

座間9人殺害死刑判決

東京地裁支部 被害者の承諾認めず



白石隆浩被告
(ツイッターから)

神奈川県座間市のアパートで2017年、男女9人の切断遺体が見つかった事件の裁判員裁判判決で、東京地裁立川支部は15日、強盗強制性交殺人などの罪に問われた無職白石隆浩被告

(30)に求刑通り死刑を言い渡した。矢野直邦裁判長は「人命軽視の態度は甚だし、犯罪史上まれにみる悪質な犯行だ」と述べた。争点だった殺害への承諾については「9人全員になかった」とし、被告には完全責任能力があったと認定した。

ツイッターに「死にたい」と書き込むなどした若者が狙われ、約2カ月間に相次いで犠牲になった事件。矢野裁判長は判決理由で「会員制交流サイト(SNS)上で自殺願望を表明するなど悩みを抱え、精神的に弱っている被害者を誘い出した手口は巧妙で卑劣だ」とし「SNSが当たり前となっている社会に大きな衝撃を与えた」とした。

の余地はない」と指摘した。被害者が殺害を承諾していたかどうかの判断では、被告の供述は「基本的に信用できる」とした。被害者は予告や前触れなくいきなり襲われたり、自殺の意図があったとしても想定とは懸け離れた方法で殺害されたりしたなどとし「黙示を含め承諾はしていなかった」と認定。承諾殺人罪が成立するとの弁護側主張を退けた。被告は公判で「承諾はなかった」と供述していた。

は「鑑定の信用性は高い」とした。その上で「刑事責任は極めて重大だ」とし、死刑はやむを得ないと結論付けた。被告は死刑でも控訴しない意向を示しているが、弁護側は判決後「控訴を検討する」と述べた。判決によると、座間市の自宅アパートで17年8月下旬、10月下旬、女性8人に性的暴行した上、男性1人を加えた9人をロープで首を絞めて殺害し、現金数百数千円を奪った。

2020年12月16日

付本紙掲載の記事を再構成しました。